

広島市告示(佐伯区)第43号
令和7年4月21日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年4月21日から同年5月5日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

路線の 種 類	路線名	供 用 開 始	供 用 開 始 の 期 日
市 道	佐 伯 5 区 59 号線	佐伯区湯来町大字和田 字上竹原 798 番地 7 地先から 佐伯区湯来町大字和田 字向吉 1438 番地 3 地先まで	令和7年4月21日